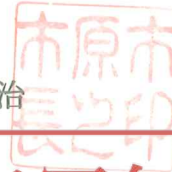


一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 市原市五井9093番地3
氏名 みどり産業株式会社
代表取締役 津根 頼行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

市原市長 小出 讓治



複写無効

- 許可番号 第 A - 6 号
- 許可年月日 令和 6年 4月 1日
- 許可期限 令和 8年 3月 31日
- 事業の範囲
 - 処理区分
収集運搬業
 - 取扱廃棄物の種類
一般廃棄物（ごみ）
 - 事業の区域
ア 収集区域
市原市行政区域
イ 搬入先
市処理施設及び市長の指定する施設へ搬入
- 事業の用に供するすべての施設
別紙1のとおり
- 許可条件
 - 当該車両には、別紙2のと通りの指定車両番号等を記入すること。
 - その他市長が必要と認める指示事項については、これを遵守すること。
- 許可の更新・変更等の状況
昭和51年 1月20日 新規許可
令和 6年 4月 1日 更新許可

別紙 1 (みどり産業株式会社)

事業の用に供するすべての施設

| 車両登録番号 | 形状 | 積載量 (kg) | 指定車両番号 |
|----------------|--------|----------|------------|
| 袖ヶ浦 800 あ 2104 | 塵芥車 | 2,650 | 4 |
| 袖ヶ浦 800 あ 1639 | 塵芥車 | 3,000 | 19 |
| 袖ヶ浦 800 あ 1629 | 塵芥車 | 1,700 | 21 |
| 市原 400 あ 91 | キャブオーバ | 2,000 | 22 |
| 袖ヶ浦 800 あ 699 | 塵芥車 | 2,100 | 23 |
| 市原 800 あ 4 | 塵芥車 | 2,500 | 24 |
| 袖ヶ浦 830 あ 959 | 塵芥車 | 1,900 | 25 |
| 袖ヶ浦 800 あ 1899 | 塵芥車 | 1,500 | 31 |
| 袖ヶ浦 800 あ 1648 | 塵芥車 | 3,000 | 52 |
| 袖ヶ浦 800 あ 1865 | 塵芥車 | 2,950 | 53 |
| 袖ヶ浦 800 あ 1206 | 塵芥車 | 2,150 | 59 |
| 袖ヶ浦 800 あ 1571 | 塵芥車 | 1,400 | 65 |
| 市原 800 あ 6 | 塵芥車 | 2,700 | 83 |
| 袖ヶ浦 800 あ 1847 | 塵芥車 | 3,100 | (食品リサイクル車) |
| 袖ヶ浦 800 あ 1172 | 冷蔵冷凍車 | 3,050 | (食品リサイクル車) |
| 市原 800 あ 30 | 塵芥車 | 2,900 | (食品リサイクル車) |
| 袖ヶ浦 800 あ 2067 | 塵芥車 | 3,050 | (食品リサイクル車) |
| 千葉 800 い 178 | 塵芥車 | 2,000 | (食品リサイクル車) |

原
印

別紙 2

一般廃棄物処理業許可車両の表示方法

- 1 表示は、「一般廃棄物処理業 市原市指定No.〇〇」とする。
- 2 文字は、白地に黒で記入する。
- 3 字体はゴシック体で、文字の大きさは縦7cm・横6cmとする。
- 4 ドアの左右に表示すること。
- 5 車体の左右に社名を表示すること。
- 6 表示は、塗装又は耐久性及び強度が確保される粘着テープ（シール）仕様とする。

(例)

